

開発行為に伴う道路に関する手続要綱

制 定 平成16年8月11日

最近改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 本要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条に基づく道路管理者との同意、協議及び協議された道路の引継ぎに関する手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発申請者 法第29条及び第35条の2に規定する許可を申請する者をいう。
- (2) 協議 法第32条に規定する協議をいう。
- (3) 同意 法第32条に規定する同意をいう。
- (4) 申出書 第3条（第8条において準用される場合を含む。）に規定する開発行為に伴う公共施設（道路）に関する協議（変更協議）申出書をいう。
- (5) 同意・協議書 第4条（第8条において準用される場合を含む。）に規定する開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）をいう。

(協議申出の手続)

第3条 開発申請者が協議を申し出る場合は、開発行為に伴う公共施設（道路）に関する協議（変更協議）申出書（様式第1号）に、別表1に掲げる書類（道路管理者が必要と認めたものに限る。）を添付して、道路管理者に提出しなければならない。

(同意・協議書)

第4条 道路管理者が前条の申出に同意するときは、開発申請者に対し、開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 道路管理者は、前項の同意に条件を付することができる。
- 3 道路管理者は、協議の対象となる道路がある場合、第1項の同意協議書に、協議に関する条件を付することができる。
- 4 第1項の同意・協議書は、法第30条第2項に規定する同意を得たことを証する書面又は協議の経過を示す書面として扱うものとする。
- 5 第1項の同意・協議書の有効期限は、その協議成立日から3年とする。

(申出の取下げ)

第5条 開発申請者が第3条（第8条において準用される場合を含む。）の申出を取り下げる場合は、前条（第8条において準用される場合を含む。）の同意の前に、道路管理者に取下書（様式第4号）を提出しなければならない。

(同意・協議書の廃止)

第6条 開発申請者が、第4条（第8条において準用される場合を含む。）に規定する同

意の後、開発計画を取り止める場合は、廃止届（様式第5号）を道路管理者に提出しなければならない。

（開発申請者の変更）

第7条 開発申請者は、第4条（第8条において準用される場合を含む。）に規定する同意の後、法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、開発申請者名を変更した場合は、道路管理者に開発申請者変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

（変更協議）

第8条 開発申請者は、次に掲げる変更が生じた場合は、道路管理者に変更協議の申出をしなければならない。

- (1) 道路の帰属に関する事項の変更
- (2) 次条に定める確認の際等に、道路管理者が協議の必要があると判断した変更

2 前項に掲げる申出の手続等については、第3条及び第4条を準用する。

（変更届）

第9条 開発申請者は、前条第1項及び次条に定める変更以外の変更が生じた場合、道路管理者に確認を得なければならない。

2 前項の確認は、開発行為の協議に関する変更届（様式第7号）に、当該様式の下欄に掲げる書類（該当するものに限る。）を添付して、道路管理者に提出することにより行わなければならない。

（帰属面積等の訂正）

第10条 同意・協議書に記載された開発区域の面積及び道路用地の概要欄に記載された面積について、測量誤差等による差異が生じた場合は、開発申請者は、その旨を道路管理者に申請し、承認を得なければならない。

2 前項の申請は、帰属面積等訂正申請書（様式第8号）に、当該様式の下欄に掲げる書類（該当するものに限る。）を添付して、道路管理者に提出することにより行わなければならない。

3 道路管理者が第1項の申請を承認するときは、開発申請者に対し、帰属面積等訂正承認通知書（様式第9号）を交付するものとする。

（登記等手続）

第11条 法第40条に基づき横浜市に帰属する道路敷地（以下「市帰属道路敷地」という。）がある場合、開発申請者は、第13条に規定する申請の前までに、市帰属道路敷地について次に掲げる手続等を完了させなければならない。

- (1) 住所等の変更

登記事項証明書に記載された所有者の住所等を、同所有者の印鑑証明書及び資格証明書のものとの整合させること。

- (2) 地積更正

登記事項証明書の地積及び実測の面積が異なる場合、地積更正の登記を登記所に申請し、訂正すること。

- (3) 所有権以外の登記の抹消
仮登記、抵当権、賃貸権等の登記を抹消すること。
- (4) 地目変更
登記事項証明書の地目を「公衆用道路」に変更すること。

(道路台帳図 (S X F データ等))

第12条 法第40条に規定する道路の帰属等がある場合、開発申請者は、「横浜市道路台帳測量作業規程 (令和4年3月改定)」及び「道路台帳図 (S X F データ) 作成・補正の手引き (平成28年4月制定)」に基づき、道路台帳図 (S X F データ等) の作成又は補正をしなければならない。

(道路帰属及び変更の申請)

第13条 法第40条に規定する道路の帰属等がある場合、開発申請者は、法第36条第1項の届出の際、道路帰属及び変更申請書 (様式第10号) に、別表2に掲げる書類 (道路管理者が必要と認めたものに限る。) を添付して、道路管理者に提出しなければならない。

(検査済証及び完了公告の提出等)

第14条 道路管理者は、前条の申請の内容及び法第36条第2項の検査の結果に不備がないと認めたときは、同項に基づく交付手続を行うものとする。

- 2 開発申請者は、前条の申請後、法第36条第2項に規定する検査済証の交付及び同条第3項に規定する完了公告がなされた場合は、速やかに検査済証 (写) 及び完了公告 (写) を道路管理者に提出しなければならない。

(道路法の手続)

第15条 道路管理者は、前条第2項に規定する書類の受理後、道路法に定める手続を行うものとする。

(開発申請者への帰属通知)

第16条 法第40条に基づき開発申請者に帰属する従前の道路敷地がある場合で、その土地が表題登記されていないときは、道路管理者は、従前の公共施設 (道路) 帰属通知書 (様式第15号) により、その土地が開発申請者に帰属した旨を通知するものとする。

- 2 開発申請者は、前項の通知書により開発申請者に帰属する土地について、表題登記を行うものとする。

(その他の手続)

第17条 開発行為に伴う道路に関する手続に関し、この要綱に定めのない事項については、開発申請者は、道路管理者の指示に従い進めなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前までに、横浜市開発事業の調整等に関する条例第9条第2に規定する届出を行ったものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の開発行為に伴う道路に関する手続要綱第9条の規定を適用する。また、同第9条が適用されるものについては、改正前の開発行為に伴う道路に関する手続要綱第8条の規定は、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、開発申請者から同意が得られた場合は、改正後の開発行為に伴う道路に関する手続要綱の規定を適用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

注意事項

開発行為に伴う道路に関する手続を行うにあたり、本要綱と合わせて必ずお読みください。

- 1 道路台帳の補正申請時には発行日から3年以内の道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本が必要となります。したがって、開発行為が長期にわたる場合には、第3条に規定する申出書（第8条において準用される場合を含む）に添付された図面謄本が道路台帳の補正申請時に使用できない場合があります。
- 2 開発申請者が複数の場合で、法第40条に基づき開発申請者に帰属する従前の道路敷地がある場合、帰属割合等の調整は、第3条に規定する申出書（第8条において準用される場合を含む）提出前又は提出時にあらかじめ申し出てください。
申出がない場合、帰属割合は土地の持分割合に関わらず等分となります。
また、第4条に規定する同意・協議書（第8条において準用される場合を含む）交付後に帰属割合等の変更を行う場合は別途協議の対象となります。
- 3 開発区域について工区の設定を行う場合、横浜市に帰属する道路が各工区にまたがる時は、第3条に規定する申出書（第8条において準用される場合を含む）提出前に、あらかじめ道路管理者と調整を行ってください。
- 4 横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、開発事業計画書変更案届出書を提出し、条例第11条から第14条までの手続をやり直す計画変更等は、第8条に規定する、「道路管理者が協議の必要があると判断した変更」に該当する場合があります。計画変更等がある場合は適宜、道路管理者と協議を行ってください。
- 5 開発区域に開発申請者に帰属する道路敷地とは別に払下げする道路敷地が存在する場合には、第3条に規定する申出書（第8条において準用される場合を含む）に添付する隣接関係権利者等の同意書とは別に、道路変更手続要綱第10条に規定する道路変更申請書の添付書類として隣接地所有者等承諾書等が必要となります。
- 6 住民票記載事項証明書等を提出する場合、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は受理できませんのでご注意ください。
- 7 第13条及び第14条における道路検査については、「開発等における道路検査について」を参照し、所定の時期に検査を受けてください。詳細は道路・交通政策局道路部維持課指導係に確認してください。

開発等における道路検査について

1 検査の種類

		中間検査	書類検査	完了検査
開発行為	帰属無			○
	帰属有(施行面積3000㎡未満)	○		○
	帰属有(施行面積3000㎡以上)	○	○	○
設計協議		○	○	○
公道新設(行為の種類・施行面積によらず)		○	○	○

2 全般

- (1) 32条同意・協議書の内容に適合しているか、道路・交通政策局維持課と土木事務所の合同で道路検査を行います。
- (2) 「土木工事施工管理基準」に準拠して施工管理(出来形管理・品質管理)をし、適宜、工事写真を撮影してください。
- (3) 中間検査は道路・交通政策局維持課に依頼後(電話でも可)、土木事務所と日程調整をしてください。
- (4) 完了検査は、建築局宅地審査部に完了届を提出後、道路・交通政策局維持課と土木事務所と日程調整をしてください。
- (5) 書類検査は、施行面積が3000㎡以上で横浜市に帰属する道路・道路施設のある開発、設計協議、行為の種類・施行面積によらず公道新設を行う場合、において行います。検査書類は、完了検査1週間前までに道路・交通政策局維持課に必ず提出してください。
- (6) 検査は、午後の実施となります。
- (7) 日程が決まり次第、なるべく早めに依頼をしてください。検査が重なり、希望日に受けられない場合があります。
- (8) 施工不良の場合は、工事のやり直しとなります。
- (9) 工事写真等により、不可視部分が確認できない場合は、破壊検査を実施します。
- (10) 中間検査時に境界石が必ず確認できるようにしてください。確認できない場合、中間検査は行いません。

3 中間検査 (路盤・付属施設が完成した状態)

- (1) 準備しておくもの
巻尺、水系、標尺(ロッド)、水平器、指示されたときに掘削できる工具、レベル
施工状況写真・出来形・品質管理写真

(2) 検査項目

ア 現地検査

項 目	確 認 事 項
道路	幅員、隅切り長 等
路盤	路盤厚(掘起し)、仕上り、横断勾配 等
路床	CBR値(公道新設の場合)
人孔	高さ・仕上り 等
排水施設(側溝)	エプロン、基礎砕石・基礎CO、補強CO、並び、切下げ高、仕上り 等
排水施設(樹)	基礎砕石・基礎CO、躯体CO、仕上り、蓋 等
擁壁	配筋、床付け 等

※各項目の詳細は「土木工事施工管理基準」を参照してください。

- イ 写真検査
 - ・ 路床、路盤の下がり管理(40m毎1箇所・40m以下の場合2箇所)
 - ・ 構造物の不可視部分の管理写真
- ウ 残地処理方法
 - ・ 地先境界ブロックの設置位置確認
 - ・ 間詰めコンクリートの設計厚さ確認
 - ・ 視線誘導標の設置位置及び本数確認
- エ 境界石確認
 - ・ 既設道路の境界石の確認
 - ・ 新設・拡幅道路の境界石の確認
- オ 土木事務所確認事項
 - ・ 周辺道路の損傷を確認
 - ・ 自費工事の確認
 - ・ 舗装復旧範囲を指示

4 書類検査

- (1) 別紙「開発検査に必要な書類 一覧」参照。

5 完了検査

- (1) 準備しておくもの
 巻尺、水系、標尺(ロッド)、水平器、レベル
 施工状況写真・出来形・品質管理写真

- (2) 検査項目

ア 現地検査

項 目	確 認 事 項
舗装	仕上り(平坦性、端部すりつけ 等)
ガードレール	設置状況、高さ、建築限界 等
転落防止柵	設置状況、高さ、部材間隔、建築限界 等
カーブミラー	設置状況、見え方、建築限界 等
車止め	設置状況、高さ、建築限界 等
視線誘導標	設置状況、高さ、見え方、建築限界 等
擁壁	仕上り(延長、高さ 等)
その他	設置状況

- イ 写真検査
 - ・ 舗装の下がり管理(40m毎1箇所・40m以下の場合2箇所)
 - ・ 構造物の不可視部分の管理写真
- ウ 境界石確認
 - ・ 既設道路の境界石の確認
 - ・ 新設・拡幅道路の境界石の確認
- エ その他
 - ・ 中間検査時の指摘事項等

開発検査に必要な書類一覧

項目		検査対象条件	備考	
使用材料数量表		条件なし(必須)		
各種配合設計書・成績表等		条件なし(必須)	規格証明書、試験成績表等	
管理位置図(検査合格判定に関する位置)		条件なし(必須)		
出来形管理	出来形管理表(丁張・寸法管理)		条件なし(必須)	
	検査合格判定表	路床改良掘起し検査合格判定表	舗装面積300㎡以上	
		路盤掘起し検査合格判定表	舗装面積300㎡以上	
		抜取りコア検査合格判定表	舗装面積500㎡以上	
路面の平坦性		幹線道路(バス路線)・施工延長200m以上		
品質管理	品質管理表	アスファルト温度管理表	条件なし(必須)	
		レディーミクストコンクリート各種試験管理	条件なし(必須)	試験成績表等
	その他の管理データ		条件なし(必須)	
	検査合格判定表	路床改良検査合格判定表	置換工法	舗装面積300㎡以上
			安定処理工法	舗装面積300㎡以上
		締固め度検査合格判定表	下層路盤	舗装面積300㎡以上
			上層路盤	舗装面積300㎡以上
		合材締固め度検査合格判定表		舗装面積500㎡以上
抽出アスファルト量・粒度検査合格判定表		舗装面積500㎡以上(認定混合物は不要)	試験成績表等	
各種伝票(材料納入集計表)		条件なし(必須)		
工事写真		条件なし(必須)		

(※1) 書類作成に当たっては、「土木工事検査書類作成マニュアル」を参照してください。

(※2) 出来形管理の規格値、測定項目・基準箇所、品質管理の規格値、試験種目・方法・基準、工事写真撮影基準等については、「土木工事施工管理基準」を適用してください。

別表 1

開発行為に伴う公共施設（道路）に関する協議（変更協議）申出書（様式第1号）に表に掲げる書類を添付したものが3部（正本1部、正本の写1部、副本1部）必要です。道路管理者へは正本をA4ファイルに綴じて1部提出してください。

残りの2部は、同意・協議書等交付時に提出してください。

添付する書類には書類の名称を明記してください。

No.	書類の名称	備考
1	委任状	<p>原本を添付してください。</p> <p>法第32条に規定する協議及びそれに関する事項について委任されていることがわかるものを添付してください。</p> <p>申出書と合わせて、開発事業計画の同意基準協議申請書を提出する場合は、その申請に関する事項についても委任状に記載してください。</p>
2	開発事業の計画の整備基準協議申出書 (条例 規則外第10号様式)	<p>横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」という）第18条第2項第1号の適用を受ける場合、申出書と合わせて提出してください。</p> <p>申請書の添付書類については、申出書の必要書類に同一のものがある場合、添付書類を兼用することができます。ただし、令和7年4月1日改正前の条例に基づき標識設置届を提出した場合は、開発事業計画の同意基準協議申請書（条例 規則外様式第8号）を添付してください。</p>
3	開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）（写）	<p>第8条に規定する変更協議を行う場合のみ、直近に交付されたものを添付してください。</p>
4	隣接関係権利者等の同意書（様式第2号）	<p>協議の対象となる在来公道で、地形の変更または廃止を行うものに関係区域外の土地が隣接している場合には、その土地所有者（以下「隣接地権者」という）から本同意書を取得し添付してください。</p> <p>道路の廃止部分によっては、隣接地権者以外の同意書が必要な場合もあります。あらかじめ道路・交通政策局道路部路政課と協議を行ってください。</p> <p>第8条に基づく変更協議申出書を提出する場合であっても、再度本同意書を添付していただくことがあります。申出書提出前に必ず道路・交通政策局道路部路政課と協議してください。</p>
5	隣接関係権利者等の所有する土地の全部事項証明書	<p>隣接関係権利者等の同意書の添付書類です。</p> <p>地形の変更又は廃止をする在来公道に隣接する土地のものを添付してください。</p> <p>原本を添付してください。</p>

6	隣接関係権利者等の 印鑑証明書及び資格証明書	隣接関係権利者等の同意書の添付書類です。 原本を添付してください。 隣接関係権利者が法人の場合には、資格証明書も添付してください。
7	道水路等境界調査図又は 道路台帳図の図面謄本	以下の道路について幅員が分かる形で道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本を添付してください。 ・開発区域内の道路 ・開発区域に接する道路 ・「開発行為に関する工事制度」により道路整備を行う区域（以下「関する工事区域」という。）に接する道路 図面謄本が必要な範囲については、あらかじめ道路・交通政策局道路部路政課と協議してください。 申出書の提出日からさかのぼり3年以内のものを添付してください。 本書類はそのコピーを添付することができます。 道路台帳の補正申請時に必要な図面謄本の範囲と異なる場合があります。
8	土地の全部事項証明書	開発区域内の土地の全部事項証明書を添付してください。 また、関する工事区域の土地の全部事項証明書も添付してください。 申出書の提出日からさかのぼり6か月以内のものを添付してください。 本書類は登記情報提供サービスで取得したもの（コピー可）を添付することができます。
9	位置図 (縮尺：1/2500)	方位・開発区域の境界・関する工事区域の境界・道路河川等の公共施設、学校その他目標となるものを明示してください。 開発区域の境界は赤色で明示してください。 関する工事区域の境界は青色で明示してください。
10	公図 (縮尺：1/500又は1/600)	以下のものについて指定の着色を行ってください。 ・開発区域の境界：赤色 ・関する工事区域の境界：青色 ・道路（私道除く）：茶色 ・水路：水色 ・青地：緑色 公図に基づき作成した図面を提出することもできます。 方位・縮尺を明示してください。 申出書の提出日から起算して過去6か月以内のものを基に作成してください。

11	<p>公図に基づく公共施設の 新旧対象図 (縮尺：1/500又は1/600)</p>	<p>以下のものについて指定の着色を行い、公図に基づく公共施設の新旧対象図を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界：赤色 ・関する工事区域の境界：青色 ・市に帰属する道路：緑色わく線 ・開発申請者に帰属または隣接地土地所有者等に払下げする道路：黄色 ・存置道路（私道除く）：茶色 ・水路：水色 ・廃止する水路：紫色 ・道路に所管換する水路：橙色 ・水路に所管換する道路：桃色 <p>方位・縮尺を示してください。</p>
12	<p>現況図 (縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)</p>	<p>関する工事区域がある場合はその現況図も添付が必要です。</p> <p>方位・開発区域の境界・関する工事区域の境界・標高等・開発区域内、関する工事区域内及びその各周辺の道路、河川、水路その他公共施設の位置形状及び状況を明示してください。</p> <p>開発区域の境界は赤色で明示してください。</p> <p>関する工事区域の境界は青色で明示してください。</p>
13	<p>道路計画平面図 (縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)</p>	<p>方位・開発区域の境界・道路の路線番号・測点・曲線半径・道路縦断勾配・幅員・縦断延長・縦断曲線長・帰属する道路の区域・歩道等の切り下げ位置を明示し、舗装別・幅員別に着色してください。</p> <p>また、防護柵を設置する場合は、位置・延長・名称（規格）を明示してください。</p> <p>舗装別の着色は以下の指定の着色を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトコンクリート：橙色 ・セメントコンクリート：桃色 ・帰属する道路の区域：赤色 <p>工区を設定している場合は、工区の境界を赤色破線で明示してください。</p>
14	<p>計画断面図 (縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)</p>	<p>道路と開発区域（又は関する工事区域）との現況断面及び計画断面を明示してください。</p> <p>また、断面位置は道路計画平面図に明示してください。</p> <p>計画断面図は、開発許可申請に提出する上記部分の断面図を含む造成計画平面図及び造成計画断面図を添付することに替えることができます。</p>
15	<p>道路縦断図 (縮尺：1/100以上で適切な大きさのもの)</p>	<p>開発区域外の既存道路と接続する場合は、その部分の縦断図も添付してください。</p>

16	道路横断図及び 道路標準構造図 (縮尺：1/50以上で適切な大きさのもの)	既存道路及び新設道路の上法、下法のある箇所で道路と民地の境界、舗装構造を明示してください。
17	排水施設平面図 (縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)	道路(周辺道路を含む)の排水施設について明示してください。
18	付帯構造図	道路施設及び排水施設の構造図
19	占用物件計画図	<p>既存道路及び新設道路に設ける水道・下水・ガス・電気・電話等の地上・地下において占用物件となるものの平面図及び断面図を作成してください。</p> <p>以下の占用物件等について指定の着色を行ってください。(電話・電気は地下ケーブルの場合に限る。ただし柱類は記載してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設：茶色 ・水道：水色 ・ガス：赤色 ・電気：橙色 ・電話：緑色 <p>占用物件及び排水施設については、それぞれの取付け管(引き込み管)の位置も明示してください。</p> <p>また、その他の物件については事前に道路・交通政策局道路部管理課と打合わせをしてください。</p>
20	橋梁・道路照明関係書類	<p>橋梁を設置する場合は、あらかじめ道路・交通政策局建設部橋梁課の指示を受けて必要書類を添付してください。</p> <p>道路照明を設置する場合は、あらかじめ道路・交通政策局道路部施設課の指示を受けて必要書類を添付してください。</p>
21	道路求積図(縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)	<p>以下のものについて指定の着色を行い、道路求積図を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に帰属する道路：緑色わく線 ・開発申請者に帰属または隣接地土地所有者等に払下げする道路：黄色 ・存置道路(私道除く)：茶色 ・道路に所管換する水路：橙色 ・水路に所管換する道路：桃色 <p>開発申請者に帰属する道路及び隣接地土地所有者等に払下げする道路が共存する場合には、両者を別々に求積してください。</p>
22	全体求積図 (縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)	開発区域の面積について求積図を添付してください。

23	土地利用計画図 (縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの)	開発区域内及び関する工事区域の土地利用計画及び開発区域に接する道路・水路の利用計画を示した図面を添付してください。
24		条例が適用されている場合の添付書類
(1)	標識設置届のチェックシート (写)	条例第9条第2項に基づく標識設置届のチェックシート(路政課及び維持課のもののみ)の写を添付してください。 平成24年12月28日改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「旧条例」という。)が適用されている場合は、旧条例第8条に基づく事前届のチェックシート(路政課及び維持課のもののみ)の写を添付してください。
(2)	開発事業構想書(写)	条例第13条第1項に基づく開発事業構想書(第一面)に「再意見書なし」の押印がされているものを添付してください。ただし、再意見書が提出された場合は、添付の必要はありません。また、開発事業の計画の整備基準協議申出書を提出する際は、開発事業の計画の概要(第二面)についても併せて提出してください。 旧条例が適用されている場合は、旧条例第13条に基づく開発事業説明状況報告書を添付してください。
(3)	協議結果通知書(写)	条例第16条第5項に基づく協議結果通知書を添付してください。ただし、再意見書がない場合は添付の必要はありません。
25	その他必要な書類	上表に掲げるもの以外にも必要な書類がある場合があります。あらかじめ道路・交通政策局道路部路政課と協議を行ってください。

別表 2

表に掲げる書類を 1～28の順に必要な部数添付し、A4 ファイルに綴じて一冊にまとめ、道路・交通政策局道路部路政課へご提出ください。

なお、添付書類について特に断りがない場合は、原本を添付してください。

添付する書類には書類の名称を明記してください。

No.	書類の名称	様式 番号	添付 部数	備考
1	道路帰属及び変更申請書	10号	2部	原本（1部はコピー可）を添付してください。
2	開発許可を受けた者に帰属する従前の公共施設（道路）の一覧表	11号	2部	求積図の符号を記入してください。
3	横浜市に帰属する新設道路敷地の土地調書	12号	1部	
4	存置される従前の公共施設（道路）の一覧表	13号	1部	
5	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の登記承諾書	14号	2部	原本を添付してください。 実印の押印が必要です。ご注意ください。
6	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の所有者の印鑑証明書	/	2部	原本（1部はコピー可）を添付してください。
7	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の所有者の資格証明書	/	1部	原本を添付してください。 申請者が法人の場合添付してください。
8	開発申請者に帰属する土地（無地番地）がある場合の添付書類			
(1)	表題登記申請書（写）	/	1部	
(2)	表題登記用図面（写）	/	1部	表題登記用図面は公図、土地所在図、地積測量図等をいいます。
9	開発申請者に帰属する土地（有地番地）がある場合の添付書類			
(1)	土地の全部事項証明書	/	1部	原本を添付してください。 帰属に係る土地の全部事項証明書を添付してください。
(2)	分筆登記用図面	/	1部	地積測量図、公図写（分割線を記入したもの）、不動産調査報告書等を添付してください。
(3)	面積計算簿（写）及び 面積計算番号簿（写）	/	1部	国土調査実施地区（数値地区）内の場合に添付してください。
(4)	土地地目変更登記用資料	/	1部	不動産調査報告書等を添付してください。
(5)	住所証明書（資格証明書）	/	1部	個人の場合は住民票の写し、法人の場合は資格証明書を添付してください。

(6)	土地課税台帳登録事項証明書		1部	評価対象地番については、道路帰属及び変更申請書提出時までには道路・交通政策局道路部路政課と相談した上、管轄の登記所と調整してください。
(7)	登録免許税領収書		1部	登録免許税の額及び払込みの時期については、道路帰属及び変更申請書提出時に道路・交通政策局道路部路政課と調整してください。
10	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の全部事項証明書		1部	原本を添付してください。
11	開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）（写）	3号	1部	変更協議を行っている場合、直近に交付されたものを添付してください。協議条件の記載された裏面以降も添付してください。
12	帰属面積等訂正承認通知書（写）	9号	1部	
13	開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書（写） （「都市計画法による開発許可の手引き」第18号様式）		1部	直近の同意・協議書、変更届等から開発申請者名を特定承継により変更している場合、添付してください。
14	開発事業の計画の整備基準適合確認通知書（写） （条例 規則外第11号様式）		1部	
15	開発の検査済証（写）		1部	開発行為の完了公告後に提出してください。
16	開発の完了公告（写）		1部	開発行為の完了公告後に提出してください。
17	位置図 （縮尺：1/2500）		5部	方位・開発区域の境界・関する工事区域の境界・道路河川等の公共施設、学校その他目標となるものを明示してください。 開発区域の境界は赤色で明示してください。 「開発行為に関する工事制度」により道路整備を行う区域（以下「関する工事区域」という。）の境界は青色で明示してください。

18	公図の写し（縮尺：1/500又は1/600）		5部	<p>以下のものについて指定の着色を行い公図の写しを作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界：赤色 ・関する工事区域の境界：青色 ・市に帰属する道路：緑色わく線 ・開発申請者に帰属または隣接地土地所有者等に払下げする道路：黄色 ・存置道路（私道除く）：茶色 ・水路：水色 ・廃止する水路：紫色 ・道路に所管換する水路：橙色 ・水路に所管換する道路：桃色 <p>方位・縮尺を明示してください。 法務局又は登記情報提供サービスで取得した公図を別途1部添付してください。（コピー可）</p>
19	求積図 （縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの）		5部	<p>以下のものについて指定の着色を行い、求積図を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に帰属する道路：緑色わく線 ・開発申請者に帰属または隣接地土地所有者等に払下げする道路：黄色 ・存置道路（私道除く）：茶色 ・道路に所管換する水路：橙色 ・水路に所管換する道路：桃色 <p>求積図は筆ごとに求積し、1枚の図面に納めてください。 筆ごとに符号を振ってください。 開発申請者に帰属する道路及び隣接地土地所有者等に払下げする道路が共存する場合には、両者を別々に求積してください。</p>
20	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の地積測量図又は境界確認承諾印（実印）付き求積図 （1/250又は1/500）		1部	<p>原本を添付してください。</p>
21	道路帰属及び変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面		2部	<p>路線別の幅員、延長及び面積を示した参考図面を提出してください。 路線別データの取り方及び参考図面の作成方法については事前に道路・交通政策局道路部路政課と協議してください。</p>
22	土地利用計画図 （縮尺：1/500以上で適切な大きさのもの）		3部	<p>第3条に規定する申出書等に添付した最新の土地利用計画図を添付してください。</p>

23	道路台帳図（SXFデータ等） 作成連絡票		1部	原本を添付してください。 道路台帳の補正がない場合でも添付が必要ですのでご注意ください。
24	道路台帳図（SXFデータ） の出力図		1部	道路台帳図の補正部分分かる範囲の平面図及び区域線図をそれぞれ添付してください。
25	道路内平行私有管譲渡回答書 （写）		1部	市に帰属する道路区域内に、管理を市へ引継ぐ上水道がある場合は、その管理引継ぎに関する回答書を添付してください。
26	開発行為に伴う下水道施設等の 管理引継ぎ願について（回答） （写）		1部	市に帰属する道路区域内に、管理を市へ引継ぐ下水道がある場合は、その管理引継ぎに関する回答書を添付してください。
27	道水路等境界調査図又は道路台帳 図の図面謄本		1部	以下の道路について幅員が分かる形で道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本の原本を添付してください。 ・法第40条に基づき横浜市に帰属する道路に接する存置道路 ・法第40条に基づき開発申請者に帰属する従前の道路及び当該道路に接する存置道路 ・隣接地所有者等に払下げする道路及び当該道路に接する存置道路 図面謄本が必要な範囲については、あらかじめ道路・交通政策局道路部路政課と協議してください。
28	その他必要な書類			上表に掲げるもの以外にも必要な書類がある場合があります。あらかじめ道路・交通政策局道路部路政課と協議を行ってください。

(表)

様式第1号

開発行為に伴う公共施設（道路）に関する協議（変更協議）申出書

開発行為に伴う道路に関する手続要綱第3条の規定に基づき、開発行為に伴う公共施設に関する協議のうち、道路に係る協議を申し出ます。

年 月 日

横浜市 市長

住所
開発申請者
氏名
(電話)

住所 設計者 氏名	(担当者) (電話)								
住所 工事施行者 氏名	(担当者) (電話)								
施行地区	区			開発区域の面積		施行目的			
				m ²					
道路用地の概要 (※1)	市に帰属する道路の面積			m ²					
	開発申請者に帰属する道路の面積			m ²					
	存置道路の面積			m ²					
	所管換道路の面積			道路→水路		m ²			
				水路→道路		m ²			
新設道路等に設ける占用物件 (※2)	下水			ガス		水道	電柱	電話柱	街灯
	雨水	汚水	合流	都市	LPG				

※1 「開発行為に関する工事制度」により道路整備を行う道路用地の面積も「道路用地の概要」に含めて記載してください。

※2 市への帰属の対象とならない新設道路部分についても該当物件がある場合は該当項目を丸囲みしてください。また、自費工事で存置道路に引き込み管等を設置する場合も該当項目を丸囲みしてください。

整理番号	
第 ()	号
受付欄	

添付書類目次

No.	書類の名称
1	委任状
2	開発事業の計画の整備基準協議申出書（条例 規則外第10号様式）
3	開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）（写）
4	隣接関係権利者等の同意書
5	隣接関係権利者等の所有する土地の全部事項証明書
6	隣接関係権利者等の印鑑証明書及び資格証明書
7	道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本
8	土地の全部事項証明書
9	位置図
10	公図
11	公図に基づく公共施設の新旧対象図
12	現況図
13	道路計画平面図
14	計画断面図
15	道路縦断図
16	道路横断図及び道路標準構造図
17	排水施設平面図
18	付帯構造図
19	占用物件計画図
20	橋梁・道路照明関係書類
21	道路求積図
22	全体求積図
23	土地利用計画図
24	横浜市開発事業等の調整等に関する条例が適用されている場合の添付書類
(1)	標識設置届のチェックシート（写）
(2)	開発事業計画構想書（写）
(3)	協議結果通知書（写）
25	その他必要な書類

各添付書類の記載事項等については「開発行為に伴う道路に関する手続要綱」の別表1を参照してください。

隣接関係権利者等の同意書

1 地形変更又は廃止をする道路

区 番 地先から

区 番 地先まで

2 開発申請者

住所

氏名

年 月 日

横浜市 長

所有者 住所

氏名

実印

所有地

区

番

- ① 上記の道路敷地の地形を開発申請者が変更することに同意します。
- ② 上記の道路敷地を廃止し、開発申請者が帰属を受けることに同意します。

上記の { ① ・ ② ・ ①及び② } (注) について同意します。

添付書類・・・土地の全部事項証明書、印鑑証明書、資格証明書（法人の場合）

注・・・同意する項目で { } の該当するものを丸囲みしてください。

開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）

本書及び添付書類に記載の開発行為に伴って設置する道路の管理、帰属及び開発行為に関係がある道路については、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第4条の規定に基づき、次の条件を付して同意します。

協議成立 第 号
年 月 日

横浜市 長

住所
開発申請者
氏名

条件											
設計者	住所 氏名										
工事施行者	住所 氏名										
施行地区						開発区域 の面積					m ²
道路用地 の概要	市に帰属する道路の面積										m ²
	開発申請者に帰属する道路の面積										m ²
	存置道路の面積										m ²
	所管換道路の面積					道路→水路					m ²
水路→道路									m ²		
新設道路等に 設ける占用物件	下水			ガス		水道	電柱	電話柱	街灯		
	雨水	汚水	合流	都市	LPG						

[注意]

- この同意書・協議書は、都市計画法第30条第2項に規定する同意を得たことを証する書面及び協議の経過を示す書面として扱うものとします。
- 計画変更時には事前に関係各課と協議し、その後の手続きについて確認してください。

年 月 日

横浜市 長

取 下 書

年 月 日に提出した開発行為に伴う公共施設（道路）に関する協議（変更協議）申出書（整理番号：（ ） 号）に基づく開発行為については、計画を取り止めることとなりましたので、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第5条の規定により取下書を提出します。

・施工地区

区

番

住所
開発申請者
氏名

様式第5号

年 月 日

横 浜 市 長

廃 止 届

年 月 日 第 号（整理番号：（ ） 号）の開
発行為に伴う道路に関する同意・協議書に基づく開発行為については、計画を取り止め
ることとなりましたので、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第6条の規定により廃
止届を提出します。

・施工地区

区

番

住 所
開発申請者
氏 名

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
開発申請者
氏 名

開 発 申 請 者 変 更 届

開発行為に伴う公共施設（道路）に関する協議の開発申請者を次のとおり変更しますので、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第7条の規定により開発申請者変更届を提出します。

- 1 開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（様式第3号）

年 月 日 第 号
(整理番号：() 号)

- 2 施行地区

区 番

- 3 開発申請者

新 住所

氏名

旧 住所

氏名

- 4 変更理由（名称変更・地位承継等）

.....
.....
.....

様式第7号

開 発 行 為 の 協 議 に 関 す る 変 更 届

開発行為に伴う道路に関する手続要綱第9条第1項に規定する変更が生じたので、同要綱第9条第2項の規定により、開発行為の協議に関する変更届を提出します。

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
開発申請者
氏 名

住 所 設 計 者 氏 名	(担当者) (電話)		
施 行 地 区	区 番	開 発 区 域 の 面 積	m ²
道 路 用 地 の 概 要 ※当初協議と同じ 面積を記入してく ださい。	市 に 帰 属 す る 道 路 の 面 積		m ²
	開 発 申 請 者 に 帰 属 す る 道 路 の 面 積		m ²
	存 置 道 路 の 面 積		m ²
	所 管 換 道 路 の 面 積		m ²
		道路→水路	m ²
		水路→道路	m ²
変 更 の 内 容 (※1)	変 更 前		変 更 後

※1 変更内容については、別紙を添付することができます。

(添付書類)

- (1) 直近に交付された同意・協議書の写し(様式第3号)
- (2) 変更箇所の新旧対照図
- (3) その他必要な書類(変更が生じた申出書の添付書類等)

整 理 番 号	
第 () 号	
受 付 欄	

様式第 8 号

帰属面積等訂正申請書

年 月 日 第 号 (整理番号: () 号) による同意・協議書 (様式第 3 号) に記載された開発区域及び道路用地の概要欄の各面積について、境界確定等により確定したものと差異が生じたので、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第 10 条第 2 項の規定により、帰属面積等訂正申請書を提出します。

なお、開発計画については一切変更していないことを申し添えます。

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
開発申請者
氏 名

住所 設計者 氏名	(担当者) (電話)
施行地区	区 番

	訂 正 前	訂 正 後
開 発 区 域 の 面 積	m ²	m ²
市に帰属する 道路の面積	m ²	m ²
開 発 区 域 に 含まれる道路	開発申請者に帰属 する道路の面積	m ²
	存 置 道 路 の 面 積	m ²
所 管 換 道路の面積	道路→水路 m ²	水路→道路 m ²
		道路→水路 m ²
		水路→道路 m ²

※面積の訂正のない欄については斜線を引いてください。

(添付書類)

- (1) 直近に交付された同意・協議書の写し (様式第 3 号)
- (2) 道路計画平面図
- (3) 求積図・求積表
- (4) その他必要な書類

整 理 番 号	
第 () 号	
受 付 欄	

住所
開発申請者
氏名 様

横浜市 長

帰属面積等訂正承認通知書

年 月 日をもって申請のありました帰属面積等訂正申請書について、書類審査等の結果、適正であると承認しましたので、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第10条第3項の規定により通知します。

なお、本書は開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（様式第3号）と併用してください。

	訂 正 前		訂 正 後	
開発区域の面積				
	m ²		m ²	
市に帰属する道路の面積				
	m ²		m ²	
開発区域に含まれる道路	開発申請者に帰属する道路の面積			
		m ²	m ²	
所管換道路の面積	存置道路の面積			
		m ²	m ²	
所管換道路の面積	道路→水路	水路→道路	道路→水路	水路→道路
	m ²	m ²	m ²	m ²

(整理番号：() 号)

様式第10号

年 月 日

横 浜 市 長

開発申請者 住所
氏名

道 路 帰 属 及 び 変 更 申 請 書

開発行為に伴う道路に関する手続要綱第13条の規定により、道路の帰属及び変更を申請します。

1 施行地区

区 番 外 開発区域の面積 m²

2 都市計画法第32条協議成立日 (様式第3号)

年 月 日 第 号 (整理番号：() 号)

3 帰属概要

(1) 市に帰属する道路

区 番 外 筆 合計 m²

(2) 開発申請者に帰属する道路

区 番 外 筆 合計 m²

(3) 存置する道路

区 番 外 筆 合計 m²

(4) 水路から所管換を受ける道路

区 番 外 筆 合計 m²

(5) 水路に所管換する道路

区 番 外 筆 合計 m²

4 測量会社等連絡先

会社名

(担当者：)

電 話

[添付書類目次]

No.	書類の名称	様式 番号	添付 部数
1	道路帰属及び変更申請書	10号	2部
2	開発許可を受けた者に帰属する従前の公共施設（道路）の一覧表	11号	2部
3	横浜市に帰属する新設道路敷地の土地調書	12号	1部
4	存置される従前の公共施設（道路）の一覧表	13号	1部
5	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の登記承諾書	14号	2部
6	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の所有者の印鑑証明書		2部
7	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の所有者の資格証明書		1部
8	開発申請者に帰属する土地（無地番地）がある場合の添付書類		
(1)	表題登記申請書（写）		1部
(2)	表題登記用図面（写）		1部
9	開発申請者に帰属する土地（有地番地）がある場合の添付書類		
(1)	土地の全部事項証明書		1部
(2)	分筆登記用図面		1部
(3)	面積計算簿（写）及び面積計算番号簿（写）		1部
(4)	土地地目変更登記用資料		1部
(5)	住所証明書（資格証明書）		1部
(6)	土地課税台帳登録事項証明書		1部
(7)	登録免許税領収書		1部
10	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の全部事項証明書		1部
11	開発行為に伴う道路に関する同意・協議書（変更）（写）	3号	1部
12	帰属面積等訂正承認通知書（写）	9号	1部
13	開発許可に基づく地位の特定承認通知書（写）		1部
14	開発事業の計画の整備基準適合確認通知書（写）		1部
15	開発の検査済証（写） ※3		1部
16	開発の完了公告（写） ※3		1部
17	位置図		5部
18	公図の写		5部
19	求積図		5部
20	横浜市に帰属する土地（新設道路敷地）の地積測量図又は境界確認承諾印（実印）付き求積図（1/250又は1/500）		1部
21	道路帰属及び変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面		2部
22	土地利用計画図		3部
23	道路台帳図（SXFデータ等）作成連絡票		1部
24	道路台帳図（SXFデータ）の出力図		1部
25	道路内平行私有管譲渡回答書（写）		1部
26	開発行為に伴う下水道施設等の管理引継ぎ願について（回答）（写）		1部
27	道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本		1部
28	その他必要な書類		

※1 各書類についての記載事項等は別表2を参照してください。

※2 添付書類について特に断りがない場合は原本を添付してください。

※3 開発行為の完了公告後に提出してください。

開発許可を受けた者に帰属する従前の公共施設(道路)の一覧表

所在地	予定地番	地目	求積図の符号	実測面積(m ²)	公簿面積(m ²)	備考
計			筆		— —	

横浜市に帰属する新設道路敷の土地調書

所在地	地番	地目	求積図の符号	実測面積(m ²)	公簿面積(m ²)	従前の所有者
計	筆				— —	

存置される従前の公共施設(道路)の一覧表

所在地	予定地番	地目	求積図の符号	実測面積(m ²)	公簿面積(m ²)	備考
計			筆		—	—



登 記 承 諾 書

次の表示の土地は、道路敷地として

- ① 都市計画法第40条第 項の規定により
(注1)
- ② (旧) 住宅地造成事業に関する法律第15条第 項の規定により

年 月 日 (注2) 横浜市に帰属しましたから、貴市でこの所有権
移転登記を嘱託することを異議なく承諾します。

年 月 日 (注2)

住 所

氏 名



土 地 の 表 示

横浜市 区

町 名	字	地 番	地 目	地積 (㎡)	

注1・・・開発行為の根拠となった法律を選択してください。

注2・・・年月日の欄は記入しないでください。

開発申請者

住所

氏名

様

横 浜 市 長

従前の公共施設（道路）帰属通知書

年 月 日横浜市公告第 号によって工事が完了した開発行為について、その翌日をもって、その開発区域内の従前の公共施設（道路）が、都市計画法第40条第1項の規定により、別添書類のとおり開発申請者に帰属しましたので、開発行為に伴う道路に関する手続要綱第16条第1項の規定により通知します。

添付書類

- 1 開発許可を受けた者に帰属する従前の公共施設（道路）の一覧表
- 2 開発行為に関する工事の完了公告の写し
- 3 公図写
- 4 地積測量図